

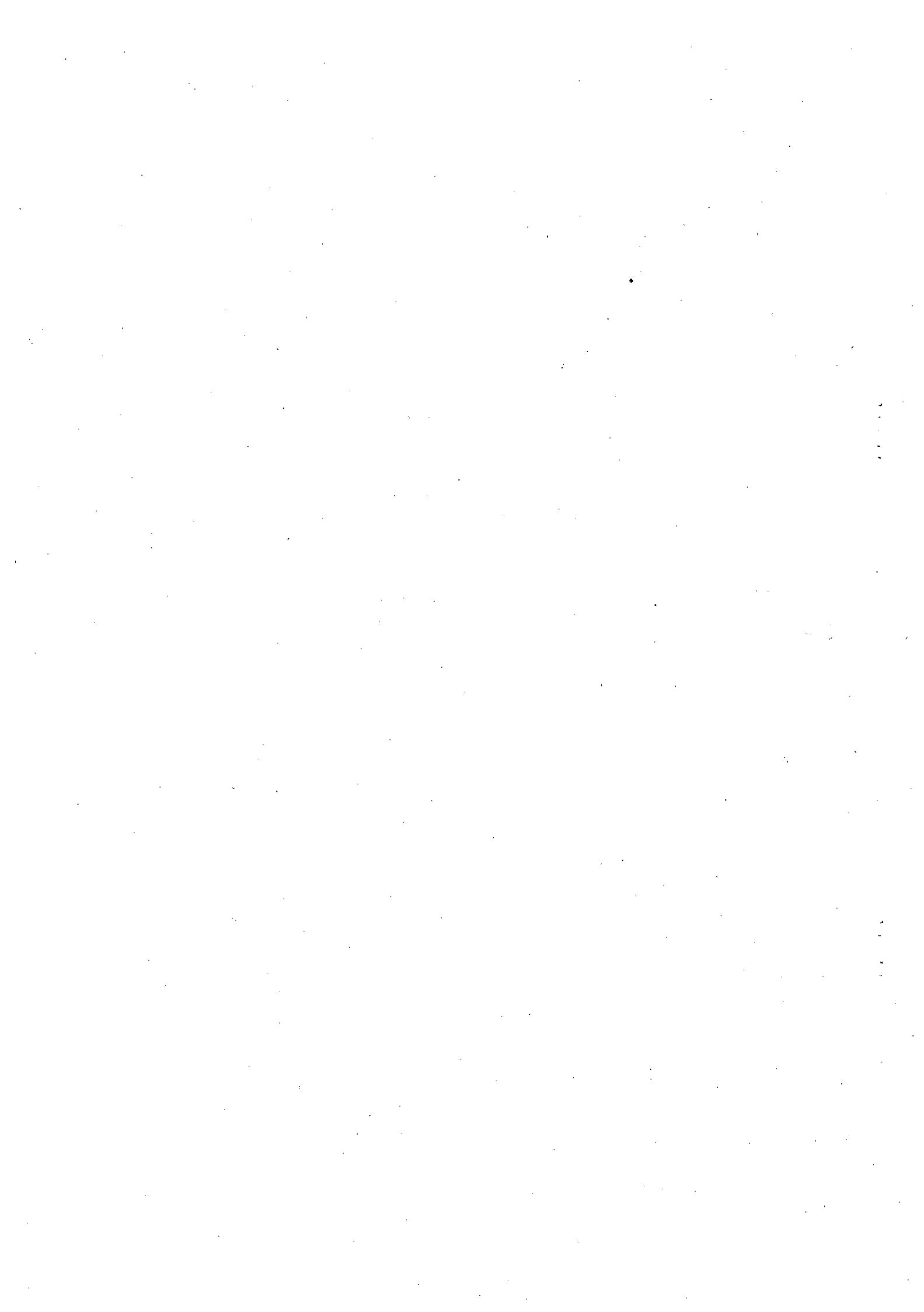
# 福祉生活病院常任委員会資料

## (平成28年4月21日)

### 〔件　名〕

- 1 平成28年度版鳥取県環境白書（平成28年度施策）の公表について  
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 鳥取大学大学院寄附講座「メタンハイドレート科学講座」の開設について  
(環境立県推進課) ··· 4
- 3 県内における電力の小売全面自由化の状況について  
(環境立県推進課) ··· 5
- 4 平成27年度 第5回湖山池会議の開催概要について  
(水・大気環境課) ··· 6
- 5 淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る指導状況等について  
(循環型社会推進課) ··· 7
- 6 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の開館について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館) ··· 9
- 7 県営住宅損害賠償金に係る二重請求について  
(住まいまちづくり課) ··· 11
- 8 平成28年熊本地震の被災により鳥取県へ避難された方への住宅支援について  
(住まいまちづくり課) ··· 13
- 9 平成28年熊本地震に係る危険度判定士の派遣について  
(住まいまちづくり課) ··· 14

生 活 環 境 部



# 平成28年度版鳥取県環境白書（平成28年度施策）の公表について

平成28年4月21日  
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

## 1 鳥取県環境白書の公表時期・公表内容

公表時期	公表内容
4月21日	・平成28年度に講じようとする環境施策
9月頃	・鳥取県の環境の現状 ・平成27年度の重点的な取組内容と成果等 ・平成27年度に講じた環境施策の実績

## 2 平成28年度版鳥取県環境白書の概要

鳥取県環境白書は、平成24年3月に策定した第2次鳥取県環境基本計画の6つの目標に分類して、各種事業の概要を掲載している。

(掲載事業の例)

- I エネルギーシフトの率先的な取組み
  - ・地域エネルギー社会の推進
  - ・日本海沖メタンハイドレートの調査促進 等
- II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
  - ・次世代自動車の普及促進
  - ・水素エネルギー推進事業 等
- III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
  - ・Let's 4R実践拡大
  - ・廃棄物不法投棄対策強化 等
- IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
  - ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進
  - ・ラムサール条約湿地中海の水質浄化対策とワイルドユース推進事業 等
- V 安全で安心してくらせる生活環境の実現
  - ・とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用 等
- VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進
  - ・とっとりの美しい街なみづくり 等

## 3 鳥取県環境白書の入手方法

県のホームページに掲載

[鳥取県環境白書ホームページ]

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>

※環境白書の公表にあたっては、新聞記事等への掲載により県民への周知を図る。

**主な取組施策****I 【エネルギー・シフト】エネルギー・シフトの率先的な取組み****○地域エネルギー資源の活用支援**

豊富な地域資源がありながら、導入が遅れているエネルギー種（風力や水力）や利用形態分野（バイオマス熱利用）での再エネ導入を推進することで、地域資源のきめ細やかな利用を実践し、地域エネルギーの取組の多様化やエネルギーの地産地消を実現する。

**○地域エネルギー社会の推進**

地域に導入した再生可能エネルギーや多様なエネルギー資源を利用した設備を効率的に活用し、安定的なエネルギー供給がなされる新たな地域エネルギー社会を構築することで、エネルギーの地産地消による地域内経済循環を進める。

また、地域単位で行われるエネルギーに関する取組や地域主導のエネルギー事業を支援し、県内の電力自給率向上を進める。

**○日本海沖メタンハイドレートの調査促進**

国産の天然ガス資源として期待が高まるメタンハイドレートの国による資源調査が進むなか、メタンハイドレートに関する理解促進及び機運醸成を図るため、研究の成果を発信するフォーラムや県民向けの普及啓発を実施する。また、鳥取大学大学院に寄附講座を開設し、調査研究や技術開発を行う人材の育成等を行う。

**II 【環境実践の展開】NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開****○次世代自動車の普及促進**

平成25年に策定した「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」の実現に向け、EV・PHV（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）の普及のため、充電インフラ整備を促進する。また、次世代型エコツーリズムの創造とライフスタイルの転換を目指して平成26年12月に策定した「第2期鳥取県EV・PHVタウン構想」に基づき、ジオパークパークアンドライド実証事業、第3回ジャパンEVラリーIN鳥取砂丘及び次世代自動車の公用車への率先導入などを推進する。

**○水素エネルギー推進事業**

次世代自動車の一翼を担うFCV（燃料電池自動車）の普及促進と水素インフラ整備などを念頭に、将来到来する「水素社会」への道筋を示す「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を平成28年2月に策定した。そのシンボリックな取り組みとして、世界初の実証（環境教育）拠点を整備することで、日本海沿岸（条件不利地域）における「水素社会」のトップランナーを目指す。

**○省エネ・節電の推進**

家庭での省エネ・節電行動を促すために、ライトダウンイベントや電気使用量の削減達成者に記念品を進呈するキャンペーン等の普及啓発イベントを開催する。

**III 【循環社会】環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現****○Let's 4R実践拡大**

循環型社会の形成を目指したごみの減量リサイクルを一層加速させていくため、市町村、民間団体等の幅広い取組支援や県民の意識醸成により4R実践活動（食品ロス削減に向けた取組、簡易包装推進運動、リユース実践等）を推進する。

**○廃棄物不法投棄対策強化**

廃棄物の不法投棄をはじめとする不適正処理事案に対して、行政、関係機関等の連携した取組を通じて、未然防止や迅速で的確な現場対応等を推進する。

## IV 【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### ○山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進

平成27年11月に世界ジオパークがユネスコの正式事業として認められ、世界遺産と同じ位置づけになるなど認知度・発信力の向上が期待されることを受け、新生「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」として、地球科学を体感・学習できるジオパークの「知の拠点化」、大いなる自然を活用した「エコツーリズムの拠点化」及びジオパーク地域間の連携・交流の三つの柱によりジオパーク活動を推進する。(平成28年4月1日より、「山陰海岸学習館」を「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」として、リニューアルスタート。)

### ○ラムサール条約湿地中海の水質浄化対策とワイスユース推進事業

平成27年のラムサール条約登録10年を契機に、条約主旨であるワイスユース(賢明利活用)をさらに推進するため、中海・宍道湖の魅力を国内外に発信するシンポジウムの開催、スタンダップパドルサーフィン大会、こどもラムサール交流事業の実施など、水質浄化対策と併せて豊かな恵みを次世代へ引き継ぐための各種事業を推進する。

### ○『山の日』記念!みんなが主役とっとりの山魅力発信事業

平成28年から8月11日が祝日「山の日」となり、登山・アウトドア等に対する関心が、全国的に高まることが予想される。本県においてもこれを自然景勝地や主要な山々(大山、三徳山、氷ノ山)の広域的な周遊観光への展開につなげる好機と捉え、愛好者はもとより、その潜在層(女性、親子、学生等)に対して、鳥取ならではの自然体験のスタイル等を提案、情報発信し、新たな需要の喚起につなげ、本県の豊かな自然や山々における多様な人々の利用や交流の増進を図る。

### ○二ホンジカ捕獲強化体制推進事業

県内東部地域で二ホンジカによる農林業及び生態系被害が深刻化していることから「指定管理鳥獣捕獲等事業」による捕獲強化に引き続き努めるとともに、狩猟免許取得に係る経費の支援及び狩猟に関する様々な知識や技術の習得による捕獲体制の充実、ハンター養成スクールによる捕獲者の技能向上を図る。

## V 【安全・安心】安全で安心してくらせる生活環境の実現

### ○河川、海域の水質保全

県内の河川・海域(海水浴場を含む。)等を常時監視し、水質の維持・保全及び異常時の原因究明を図るとともに、法律に基づき、事業場等の立入検査を実施する。

### ○とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用

条例に基づき、一定規模以上の井戸で地下水を探水しようとする事業者に影響調査の実施や採取量の報告等を求めるとともに、地下水研究プロジェクトによる研究や鳥取県持続可能な地下水利用協議会による地下水位のモニタリングや水の日フォーラムの開催など地下水の保全や持続的な利用を図る。

## VI 【景観・快適さ】美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

### ○伝統建築技能者団体の活動支援

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具技能士の伝統技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会への参加及び展示会等の活動を支援する。

### ○とっとりの美しい街なみづくり

とっとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進するため、街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する民間住宅等の修景整備に係る費用の一部を助成する。

# 鳥取大学大学院寄附講座「メタンハイドレート科学講座」の開設について

平成28年4月21日  
環境立県推進課

平成28年4月1日に、鳥取大学大学院に寄附講座「メタンハイドレート科学講座」を開設したので、その概要について報告する。

## 1 目的

メタンハイドレート等の海洋資源の本格的な調査研究開発や探掘を行うことのできる技術者を育成する。

## 2 名称 鳥取大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻博士前期課程 メタンハイドレート科学コース

## 3 所属学生 大学院1年：4名 科目履修生：1名（定員：5名程度） 学部4年生：3名

## 4 特徴等

- ・海洋資源開発における即戦力となる高度技術者を育成。
- ・工学、理学（地質・地球物理学）、水産学などの分野横断的カリキュラム。
- ・海洋調査演習（実習）などフィールドでの実践的学修も重視。
- ・水産資源学など環境影響評価に係わる科目も履修可能。

## 5 開設期間 5年間（平成28年度～平成32年度）

## 6 指導体制

寄附講座講師の海老沼孝郎教授を中心に鳥取大学学内及び他大学非常勤講師により指導する。

### (1) 寄附講座 海老沼孝郎教授、石田直人助教

### (2) 鳥取大学内・他大学非常勤講師

- |                           |           |              |
|---------------------------|-----------|--------------|
| ・明治大学研究・知財戦略機構ガスハイドレート研究所 | 松本良特任教授   | (地球科学概論)     |
| ・島根大学総合理学部地球資源環境学科        | 三瓶良和教授    | (社会基盤工学特別講義) |
| ・産業技術総合研究所地図資源環境部門        | 奥田義久総括研究員 | (海洋調査基礎論・演習) |
| ・鳥取大学産学・地域連携推進機構          | 清水克彦准教授   | (海洋水産資源学)    |

## 7 鳥取大学大学院寄附講座と連携する県の取組（実施予定）

### ○一般向け「県民アカデミー」の実施

- ・公開講座メタンハイドレート連続講座（詳細調整中）
- ・紙上アカデミー（日本海新聞に月1回連載記事）
- ・小中学生向け実験教室（詳細調整中）

### ○メタンハイドレート研究フォーラム（仮称）の開催（詳細調整中）

## 県内における電力の小売全面自由化の状況について

平成28年4月21日  
環境立県推進課

国が進めている電力システム改革の一環である「電力小売の全面自由化」が4月1日から開始されたので、県内の状況について報告する。

### 1 電力小売全面自由化の概要

一般家庭向けの電気の小売業への新規参入が可能となり、家庭を含むすべての消費者が電力会社や料金メニュー（ライフスタイル（夜型、一人暮らし等）に合わせたプラン、通信とのセット割等）を自由に選択できるようになった。

### 2 小売電気事業者の新規参入の状況（平成28年4月7日現在）

○全国で279事業者が登録されており、うち県内に本拠を置く事業者は次の5事業者。

- ・株式会社市民電力（鳥取市）【鳥取市10%出資】
- ・ローカルエナジー株式会社（米子市）【米子市10%出資】
- ・株式会社中海テレビ放送（米子市）
- ・山陰酸素工業株式会社（米子市）
- ・山陰エレキ・アライアンス株式会社（米子市）

※今後登録予定（新聞情報等による）

- ・なんぶPOWER（仮称）（南部町）【南部町40%出資】

### 3 中国電力管内における切り替え状況

○中国電力管内における切り替えは約500件（約0.01%）。（都道府県別の数字は不明）

	市場規模 (億円)	契約数(万件)			切り替え ②(万件)	②/①
		一般家庭	商店等	計①		
北海道	3,393	363	40	403	2.04	0.51%
東北	7,310	694	81	775	0.78	0.10%
東京	28,275	2,723	198	2,921	33.22	1.14%
中部	10,162	959	106	1,065	2.06	0.19%
北陸	1,903	189	22	211	0.11	0.05%
関西	12,779	1,262	101	1,363	13.45	0.99%
中国	4,686	482	45	527	0.05	0.01%
四国	2,557	253	34	287	0.20	0.07%
九州	7,670	787	84	871	1.35	0.15%
沖縄	1,453	83	6	89	0.00	0.00%
合計	80,187	7,795	718	8,513	53.26	0.63%

※1 市場規模、契約数はH26年度の数字（電力調査統計等）

※2 切り替え数は電力広域的運営推進機関がとりまとめたH28年4月1日までの累積数字

○現在、県内で一般家庭への電力小売りを表明している事業者は県内1社、県外5社。（県独自調べ）

### 4 県等の取組

○県は、国と連携して県民への周知と理解促進のための説明会、相談会を開催している。

- ・鳥取（1月）、米子（1月）、倉吉（3月）で説明会を開催済。

（主な参加者の声：何が変わるか分からなくて不安だったが安心できた。）

（契約しなくても停電しないことがわかった。）

- ・国は電力小売自由化キャラバン（鳥取3月）を開催済。

- ・制度の浸透状況等を勘査し、説明会・相談会等の開催を今後予定している。

○地元新電力と県内発電事業者（企業局含む）とのマッチングを行う。

## 平成27年度 第5回 湖山池会議の開催概要について

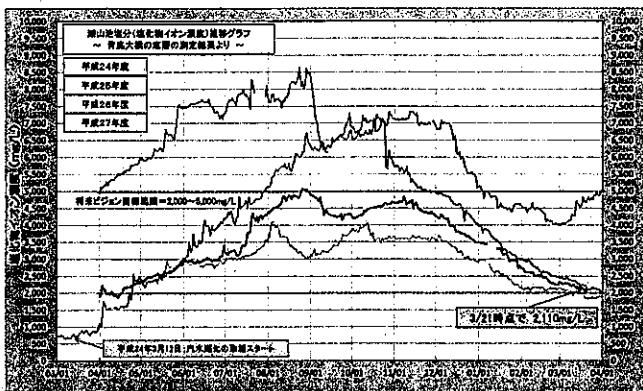
平成28年4月21日  
水・大気環境課  
河川課  
水産振興局水産課

3月25日（金）に平成27年度5回目の湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。

（出席者：県 野川統轄監ほか関係部長、市 羽場副市長ほか関係部長）

### 1 平成27年度の水質状況報告

塩分濃度	・H26年度に引き続き、年間通じて将来ビジョンに定める2,000～5,000mg/Lの範囲で管理することができた。
水質指標	・近年3年間のCOD、全窒素、全りん値は、下降傾向で推移しH27年度は汽水化後で最も良好な値となった。 ・ただし、全りん値は依然として高めで推移 → 夏季の貧酸素時に発生する底質からの溶出が主要因と推察している。



区分	H25年	H26年	H27年	ビジョン計画目標値
COD	7.9	7.0	5.7	5.5 mg/L以下
全窒素	1.20	0.87	0.75	0.60 mg/L以下
全りん	0.190	0.120	0.100	0.066 mg/L以下
透明度	0.75	0.79	0.83	1.0 m以上

### 2 平成28年度の水質管理方針

有識者で構成する環境モニタリング委員会の助言等を踏まえ、次の方針とすることを決定した。

塩分管理	○ 春季は、可能な限り低値で推移させる。 ○ 夏季は、溶存酸素の確保に最大限配慮しつつ、盛夏の貧酸素化への対応に備えて、3,000mg/L台での管理をめざす。
水門操作	○ 夏季はH27年度と同じ水門構造で運用する。（舟通り水門での切欠操作） → 溶存酸素量を監視しながら、きめ細やかな水門操作を実施する。 ○ 水門の部分改築に着手する。
水質汚濁の原因分析	○ 水質汚濁等の原因究明に関する調査の拡充と結果分析を進める。

### 3 平成28年度の主な事業についての報告

県・市の関係部署が予定している平成28年度の主な事業概要を報告

県・生活環境部 (水・大気環境課、衛生環境研究所)	・水質観測ほか各種環境モニタリングの実施 ・ビオトープの造成検討（環境モニタリング委員会と連携）
県・県土整備部 (河川課、鳥取県土整備事務所)	・水門部分改築工事 → 本年3月から準備工事（仮設）に着手、10月以降に本体工事着手予定（来年5月完成予定） ・覆砂の試験施工と効果検証・ヘドロの浚渫（福井地区）
県・水産振興局 (水産課、栽培漁業センター)	・魚介類のモニタリング（コノシロ斃死原因の調査等） ・シジミ増殖の推進（覆砂による漁場拡大、貝毒等の検査体制の強化）
市・環境下水道部 (下水道企画課、生活環境課)	・周辺下水道の整備推進 ・住民との意見交換会、湖山池アダプトプログラム

# 淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る指導状況等について

平成28年4月21日  
循環型社会推進課

淀江産業廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」）の整備において、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）が実施する別案に係る生活環境影響調査の方法等について、県はセンターに対して指導等を行ったので、その概要を報告する。

## 1 生活環境影響調査方法書案検討会の概要

センターは公的セクターとして、より住民の安全・安心につながる事業計画とするため、生活環境影響調査の方法書の段階から丁寧な検討を進めている。

県はセンターからの方法書案の報告を受け、その方法書案に対する指導を行うに当たり、専門家からの助言をいただくため本検討会を開催したものである。

### （1）日 時

平成28年4月12日（火）午前10時から午前11時30分

### （2）場 所

特別会議室（県庁議会棟3階）

### （3）検討会参加者

専門分野	氏 名	役 職
大気	岡本 謙一	公立鳥取環境大学 名誉教授
水質・地下水	清水 克之	鳥取大学農学部生物資源環境学科 准教授
水質・河川工学	梶川 勇樹	鳥取大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 助教
土質工学・地下水	中村 公一	鳥取大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 准教授
土壤・水質	角野 貴信（欠）	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授
地下 水	北岡 豪一	岡山理科大学非常勤講師

### （4）検討会での専門家助言及び県の指導内容

検討会での次の助言を踏まえ、県はセンターに対し、より住民の安全・安心につながる生活環境影響調査となるよう指導を行った。

- 生活環境影響調査方法書案は、環境省が定めた廃棄物処理施設生活環境影響調査指針及び県が定めた廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針に沿ったもので適當なものである。
- 住民により安心してもらうために次の点について適切に対処されたい。
  - < 生活環境影響調査に関する助言 >
    - ・廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）について、影響が軽微であることは理解できるが、住民の不安解消、理解促進のために調査項目としての追加を検討すること。
    - ・浸出水処理水の放流先水路・河川の農業利水の有無について、現地の状況を改めて確認しておくこと。
  - < 事業計画に関する助言 >
    - ・ゲリラ豪雨や地震等に対する検討を深めるとともに、地下水モニタリング地点の追加やモニタリング結果の公表方法等、より住民の安全・安心につながる計画立案に努めること。
    - ・現況の環境を極力悪化させないよう、環境保全措置についても十分検討すること。

## 2 地元関係自治会への説明

センターは、別案の概要及び生活環境影響調査の調査方法の概要等について、次のとおり地元関係6自治会役員に説明を行うとともに全戸に配布した上で、地元意見を踏まえ方法書案をとりまとめている。

- ・2月20日 小波上（10名） ・2月23日 小波浜（23名） ・2月27日 西尾原（5名）  
・2月28日 上泉（5名） ・3月13日 福平（11名） ・4月11日 下泉（5名）

※福平は新旧役員へ、上泉は新役員へ説明を行った。

## 3 今後の予定

- センターは、県からの指導に基づき方法書をとりまとめ、別案に係る生活環境影響調査に着手する予定である。
- また、生活環境影響調査を含めた事業計画がまとまれば、関係住民に事業計画の概要等を事前に説明するとともに所定の手続きを進めていく予定である。

## < 参考 >

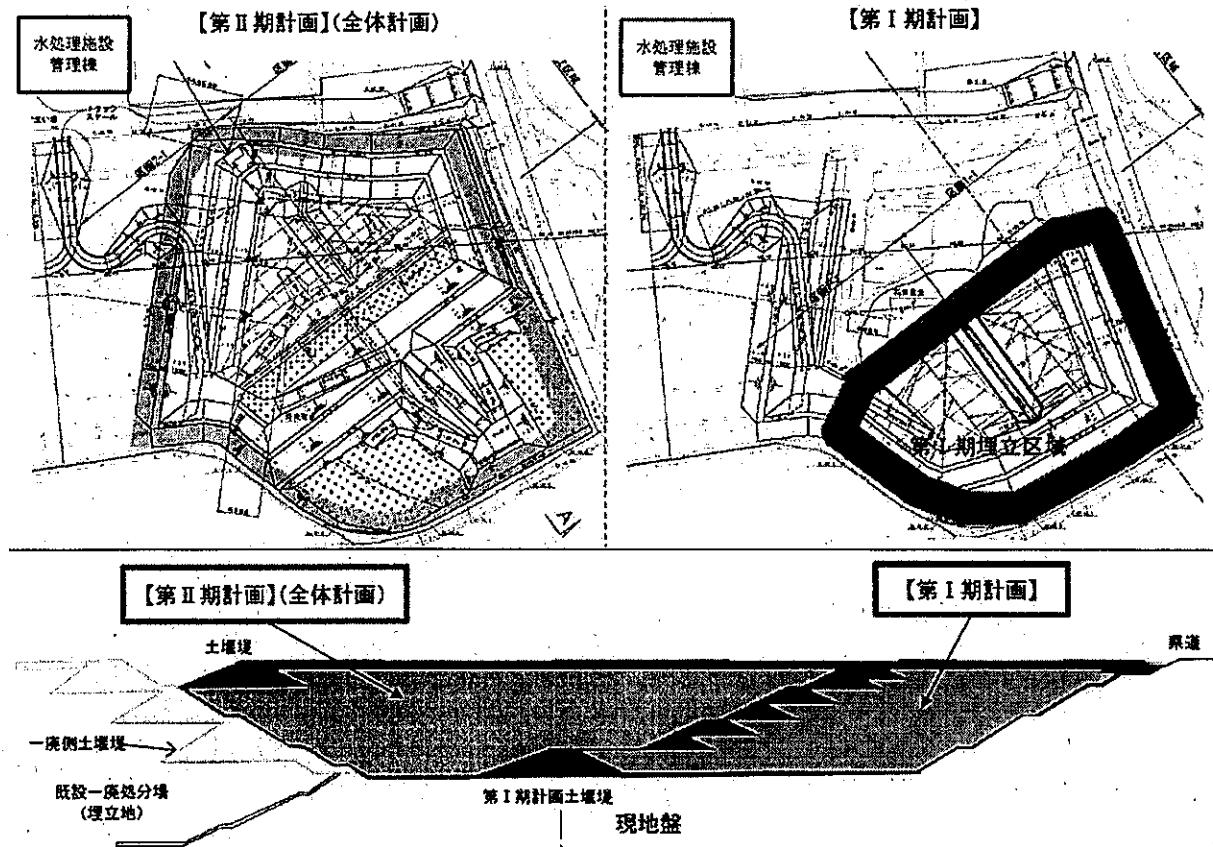
### ○ 別案の概要

センターが検討している処分場計画に係る別案の概要は次のとおりである。

- (1) 形式 オープン型(期別方式)最終処分場
- (2) 埋立面積 約21,500m<sup>2</sup> (開発面積 約38,000m<sup>2</sup>)
- (3) 埋立容量 約25.7万m<sup>3</sup> (I期: 7.5万m<sup>3</sup>、II期: 18.2万m<sup>3</sup>)
- (4) 事業期間 約47年間 (埋立期間: I期10年間、II期27年間、維持管理期間10年間)
- (5) 現計画(案)との主な相違点
  - ①民間事業者の一般廃棄物最終処分場の埋立工程への影響を回避するため、2段階に分けて処分場を整備する。
  - ②埋立工程を2段階に分けることにより、
    - ・II期部分の遮水工(遮水シート+遮光マット)への紫外線影響期間が短くなり、劣化を軽減できる。
    - ・区画割コンクリート擁壁を設置する必要がなく、構造物の安定対策が必要となるとともに、遮水シートの施工性が向上(遮水シートの損傷リスクの一層の低減)する。
    - ・一方、区画埋立計画の変更により、水処理施設の規模は大きくなる。
  - ③水処理施設の維持管理業務と管理棟内業務の効率的な運用を図るために、水処理施設の位置を変更し、管理棟と一体的に整備をする。

※ 現計画(案)と同様の基準以上の安全対策(3重遮水工、RO処理、漏水検知システム)を採用する。

## <別案の概要図>



## 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の開館について

平成28年4月21日

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

観光戦略課

3月31日、岩美町と「鳥取県及び岩美町による山陰海岸ジオパークの振興に関する協定」を締結し、鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」と「岩美町立渚交流館」のエリア一帯を山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの振興拠点として連携して取り組むことを確認し、翌4月1日には、旧「山陰海岸学習館」を一新し、「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」として開館した。

### 1 岩美町との協定締結

(1) 締結日 平成28年3月31日(木)

(2) 協定の主な内容

- ①山陰海岸ジオパークの振興を図るため、岩美町立渚交流館内に運営コンソーシアムを設置すること。
- ②運営コンソーシアムでは、山陰海岸ジオパークに関する情報発信、自主事業の企画・実施、教育・体験学習、アクティビティ活動などサービスの提供を連携して遂行すること。
- ③運営コンソーシアムの運営を円滑・適正に行うため、県、岩美町、渚交流館指定管理者(NPO法人岩美あくていぶカンパニー)と、原則毎月1回の連絡調整会議を開催すること。
- ④山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館と渚交流館の施設及び備品等について、相互に無償で使用できること。

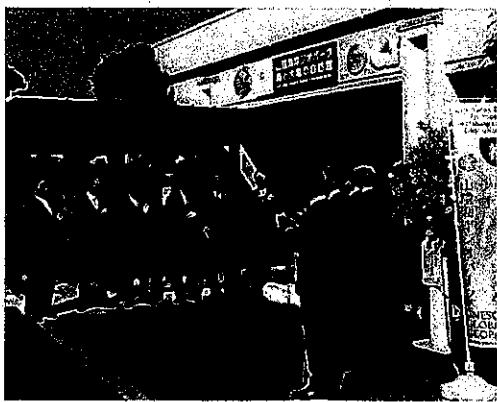
### 2 開館式の開催

(1) 日時 平成28年4月2日(土)午前9時~9時40分

(2) 参加者 平井知事、榎本岩美町長、藤繩山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会会長、西田山陰海岸ジオパーク推進協議会学術顧問(鳥取大学名誉教授)、福間鳥取県議会福祉生活病院常任委員会委員長、広谷鳥取県議会議員、船木岩美町議会議長、田中岩美町議会総務教育常任委員会委員長、北村岩美町商工会会長、山本岩美町観光協会会长、北尾安範牧谷自治会長、川口岩美町立渚交流館指定管理者岩美あくていぶカンパニー理事長、環境省浦富自然保护官事務所、地域住民等

(3) 概要

- ①除幕式(写真左下)
- ②岩井地区伝統文化子ども教室・湯かむり唄踊りによる郷土芸能披露(写真右下)
- ③田後漁協組合女性部による「もさえび汁」のふるまい



### 3 エリア愛称の募集

(1) 趣旨

「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」と「岩美町立渚交流館」のエリア一帯が、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力発信の拠点として相応しく、多くの方々に親しみを持っていただけるよう愛称を募集中である。

(2) 募集期間 平成28年4月1日～4月30日（当日消印有効）

(3) 選定の基準

- ①山陰海岸ジオパークの魅力（優れた景観、風土、人々の活動等）が感じられるもの
- ②山陰海岸ジオパークを舞台とした学習や体験活動、観光の拠点があることがイメージしやすいもの
- ③多くの人に親しみや愛着を持ってもらえるもの

(4) 応募方法

- ①電子メールで必要事項を記入の上応募
- ②ファクシミリ、郵送で必要事項を記入の上応募

(5) 応募状況 27件（4月13日現在）

#### 4 隠岐世界ジオパークとのガイド交流事業の実施

山陰海岸と隠岐の両ユネスコ世界ジオパークをつなぐ航路実現を目指した超高速船「レインボージェット」の試験運航に合わせ、昨年度に引き続き両地域のジオパークガイドによる交流事業を実施した。

(1) 実施日

4月8日（金）～10日（日）

(2) 参加者

15人

内訳：いわみガイドクラブ、とっとり観光ガイド友の会、アクティビティ関係事業者ほか

(3) 交流事業の概要

- 隠岐のジオサイトを回りながら、ガイド手法や今後の交流について意見交換を行った。

〔訪問した主なジオサイト〕

壇鏡の滝、赤壁、赤ハゲ山、魔天崖等

- 国賀海岸ビーチクリーンフェスティバルへの参加

(4) 今後の取組

- 6月24日に浦富海岸で開催予定の「お掃除カヌー」に隠岐から参加していただくなど、保護保全活動における連携交流を進める。

※2月14日に鳥取市で開催した「世界ジオパークユネスコ正式事業決定記念シンポジウム」をきっかけに清掃活動による相互交流を行うことになった。

- 両シオパークを巡るスタンプラリーの実施をはじめ、旅行商品づくりや情報発信の取組を連携して進める。

#### 5 開館記念フォーラム及び各種講座の開催

(1) 「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」開館記念フォーラム の開催

①開催日 平成28年5月8日（日）午後2時～（開場：午後1時30分）

②会場 岩美町立渚交流館（鳥取県岩美郡岩美町牧谷）

③テーマ （仮題）「世界に誇る浦富の海の生き物とその魅力」

④出演者 博物学者・作家・「海あそび塾」塾長 荒俣 宏 氏

鳥取県政ジオバイザースタッフ 中谷 英明 氏（かにクン）

小学館 BE-PAL 編集部編集長 大澤 竜二 氏

⑤入場 無料、要申込み

(2) 各種講座の開催

①「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の自主講座として、星空観察、ジオハイキング、磯の生き物図鑑づくりなど年間を通じて開催する。

②その他、今後、町や地域のガイド団体等と連携した取組を実施する。

# 県営住宅損害賠償金に係る二重請求について

平成28年4月21日  
住まいまちづくり課

鳥取市内の県営住宅の損害賠償金（家賃滞納による契約解除後も住宅を不法占有することにより発生）について、県の事務処理の誤りにより、当該占有者（退去済）の保証人に対し二重に請求し、過徴収していたことが判明したので、その対応状況について報告する。

## 1 概要

- ・4月8日(金)、保証人に対する損害賠償金請求の内容について確認があった。
- ・4月11日(月)、当該案件について調査した結果、損害賠償金(563,292円)の二重請求が判明した。

## 2 二重請求となった原因と経過

### 【延滞家賃及び損害賠償金に係る請求事務】

- ・退去者に対する請求額は、「契約解除日までの滞納家賃」と「契約解除日以降の損害賠償金(家賃相当額)」の合計額である。
- ・従来から、滞納家賃の収入は地方機関の住宅担当課、損害賠償金の収入は本庁の住宅担当課が所管するという整理としていた。(以下、「地方機関」、「本庁」という。)
- ・契約解除通知(明渡し請求)後も、訴訟の提起までは地方機関は請求額全額を家賃として調定、請求及び収入する。

### 【訴訟の提起となった場合】 ※ほとんどのケースがこれに該当

- ・判決または和解に係る裁判資料に基づき、地方機関が契約解除日までの滞納家賃を家賃として調定し、本庁が損害賠償金の調定をする。

### 【訴訟の提起に至らなかった場合】 ※今回のケース

- ・入居者退去後の額が確定した段階で、本庁は損害賠償金を調定するとともに、地方機関に連絡を行い、地方機関は収納済の損害賠償金相当額を本庁調定分に収入更正を行う。
- ・これに合わせて、地方機関は損害賠償金と同額の家賃減額調定を行う。

### 【本案件に係る経過】

- ・本案件は、訴訟の提起前の平成22年4月に住宅の明け渡しが行われた。請求金額が確定したことから、平成22年5月に地方機関が全額を家賃として調定し、分納が開始された。
- ・平成22年7月に本庁が契約解除日以降の損害賠償金分を調定したが、本庁と地方機関との情報共有の不足により、地方機関の家賃調定は当初のまま残った。
- ・平成22年5月の地方機関調定分は平成25年7月に完納されたが、平成22年7月の本庁調定分が記録上、未収金として残った。(別添資料参照)
- ・平成27年度に未収金の回収強化を図った際、訴訟済案件と誤認して平成27年5月にその旨を当該保証人に通知するとともに損害賠償金として二重請求を行った。
- ・平成27年6月に保証人から賠償金について問い合わせがあったが、記録に基づいて賠償金として請求したと回答を行った。
- ・平成28年3月までに計170,000円が過徴収となった。

## 3 対応状況

- (1) 保証人に対するお詫びと説明を行った(4月14日(木))ところであり、利子相当分を含めた既徴収金の返金手続きを進めている。
- (2) 今回と同様の県営住宅の明渡し請求の専決処分の後に、訴訟を提起する前に退居した事例(4件)について厳密に点検を行った結果、正しく収入していることを確認した。  
※訴訟提起案件(107件)については、調定・収入等の裁判所提出資料を本庁・地方機関が密に連携しながら厳密に作成・提出しており、裁判所からの疑義もない。  
※過去に二重請求が問題となった事案はない。

## 4 再発防止策

- ・訴訟の提起に至らなかった場合、従来本庁と地方機関が関わっていた手続(調定、請求及び収入)を、地方機関において完結する方法に変更する。

## 県営住宅損害賠償金二重請求のイメージ図

○契約解除通知（明け渡し請求）後、訴訟の提起に至らなかった場合

	↓ (未納発生)	↓ (契約解除通知)	↓ (退去)
本 來 の 取 扱 い	<p><u>請求合計金額 1,026,453 円 (正当額)</u></p> <p>※地方機関が家賃調定、請求、収入</p> <p>※地方機関が調定、請求、収入</p> <p>家賃 (463,161 円)</p>	<p>⇒本庁が損害賠償金調定、科目更正 (地方機関減額)</p> <p>損害賠償金 (563,292 円)</p>	
今 回 の 事 例	<p><u>請求合計金額 1,589,745 円 (請求額)</u></p> <p>※地方機関が調定、請求、収入</p> <p>家賃 (1,026,453 円)</p>	<p>※本庁が調定、請求、収入</p> <p>(損害賠償金相当額を含めて調定)</p>	<p>損害賠償金 (563,292 円)</p> <p>※そのまま残った調定</p>

①地方機関は全額を家賃として調定、請求、収入  
 ②地方機関が徴収した家賃を本庁が損害賠償金に歳入科目更正  
 ③本庁からの連絡により、地方機関が家賃を減額調定

①地方機関は全額を家賃として調定、請求、収入  
 ②損害賠償金を本庁で調定、請求、収入  
 ③本庁と地方機関の情報共有不足により地方機関の調定はそのまま残った

# 平成28年熊本地震の被災により鳥取県へ避難された方への住宅支援について

平成 28 年 4 月 21 日  
住まいまちづくり課  
財源確保推進課

平成 28 年熊本地震により自宅が被災等したことにより鳥取県へ避難された方に対して、次とのおり県営住宅及び県職員住宅を提供することとしたので報告する。

(東日本大震災被災者に対する住宅支援と同じスキーム)

## 1 対象者

平成 28 年熊本地震により居住していた住宅が損傷又はインフラの寸断等により、長期にわたり自らの住家に居住できない世帯（者）で、「り災証明書」又は「被災証明書」を取得している世帯（者）とする。

ただし、直ちに「り災証明書」又は「被災証明書」を取得できない世帯（者）については、後日の提出も可とする。

## 2 入居条件等

### (1) 入居期間

原則、入居の日から 1 年間（更新は個別対応）

### (2) 家賃（駐車場代を含む）

全額免除

### (3) 敷金・連帯保証人

敷金は全額免除、連帯保証人は不要

### (4) 共益費・光熱水費

自己負担

### (5) 受付開始日

平成 28 年 4 月 20 日（水）

## 3 提供する住宅

### (1) 県営住宅

・世帯用 21 戸（東部・中部・西部管内で各 7 戸ずつ）

### (2) 県職員住宅

・単身用 1 戸（鳥取市内 1 戸）

・世帯用 30 戸（即入居可：鳥取市内 11 戸、境港市内 8 戸、要準備：鳥取市内 11 戸）

## 4 受付相談窓口

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（県職員住宅も含めて一元的に受付）

・電話：0857-26-7411

・受付：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※県の被災者受入支援総合相談窓口でも相談に対応。

元気づくり総本部元気づくり推進局とつとり暮らし支援課

・電話：0857-26-8740

・受付：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、土日も対応可能

## 5 その他

### (1) 県内市町村の対応状況（4 月 20 日午前 9 時現在）

・鳥取市 5 戸、米子市 3 戸、琴浦町 10 戸、江府町 2 戸、日野町 1 戸の市・町営住宅等の提供を検討中。

・その他の市町村においても提供を検討中。

### (2) 中国各県の対応状況（4 月 20 日午前 10 時現在）

・広島県 61 戸（4 月 18 日受付開始）、岡山県 10 戸（4 月 20 日受付開始）、山口県 20 戸（4 月 19 日受付開始）の県営住宅を提供。

・島根県においても、受け入れの方向で検討中。

平成28年熊本地震に係る危険度判定士の派遣について

平成28年4月21日  
住まいまちづくり課  
技術企画課

4月14日から相次いで発生している熊本県内他を震源とする平成28年熊本地震（最大震度7）で被害を受けた熊本県を支援するため、4月16日から被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格を持つ県職員を派遣しており、その状況について報告する。

1 派遣場所 熊本県熊本市、益城町、西原村

2 派遣状況

(1) 被災建築物応急危険度判定（建築）4名、被災宅地応急危険度判定（土木）6名 計10名

①第1次派遣 4月16日（土）から20日（水）まで（判定活動は17日から19日）

余震等による二次災害から安全を確保するため、それぞれ建築物、宅地の擁壁等の被災状況を調査し、立ち入り等の可否等を応急的に判定する。

※本県の単独支援（本県から熊本県に申し入れし、派遣受入れが決定されたもので、全国的に最初の派遣となる）

〈活動状況〉

	活動日	判定場所	実施棟数	判定結果		
				危険	要注意	調査済
建 築 物	4月17日	益城町	33	9	18	6
	4月18日		43	7	24	12
	4月19日		47	39	8	0
	計		123	55	50	18
宅 地	4月17日	益城町	22	7	6	9
	4月18日		32	5	15	12
	4月19日		18	12	5	1
	計		72	24	26	22

〈現地状況等〉

- ・最初に被災の大きかった益城町を調査したことから、かなりの数の被災家屋が見られた。
- ・特に川沿いの家屋の被害が顕著。
- ・道路の被害箇所が多数あり、また倒壊を恐れて路上や駐車場で生活している住人が多い。
- ・14日の地震で大丈夫だった建物でも、16日未明の地震で倒壊している例も見られる。
- ・コンビニ、給油所には長蛇の列ができているが、商品自体がほとんど無い状況。

②第2次派遣 4月19日（火）から23日（土）まで（判定活動は20日から23日）

第1次派遣に続き、10名（建築4、宅地6）を追加派遣。

- ・被災建築物応急危険度判定については、国土交通省から全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて中四国ブロックに広域応援要請があつたこと等から、4名（建築）を追加派遣
- ・被災宅地危険度判定士については、鳥取県の第1次派遣者からの情報を基に国土交通省等が九州ブロックを中心とした派遣体制を構築中であり、引き続き6名（宅地）を追加派遣。
- ・現地の判定活動が遅れているとの報道もあり、第3次派遣以降も引き続き対応する予定。

(2) 関西広域連合による家屋被害認定業務支援 2名

関西広域連合が、り災証明書発行のための住家被害認定基準の運用や、実施体制についての助言等を行うため、構成県等とともに職員を派遣した。（本県のほか、和歌山県、徳島県からも合計10名が参加）

〈活動状況〉

- ・益城町に隣接する西原村役場において、関西広域連合の一員として物資、人手等のニーズ等情報収集活動を行って止まった。（役場が機能しておらず、当初目的の業務を実施するまでに至っていない。）

〈今後の対応〉

- ・知事会により被災市町村ごとに支援都道府県が割り当てられ、関西広域連合は益城町を担当することとなつたことから、引き続き鳥取県も職員を派遣し、支援本部、避難所の支援を行う。

## ■参考

### (1) 地震の概要と被害状況（消防庁公表資料第28報 平成28年4月19日15:00時点）

平成28年4月14日21時26分頃 震度7 熊本県益城町

平成28年4月16日 1時25分頃 震度6強 熊本県南阿蘇村、菊池市、宇土市 他

都道府県名	人 的 損 害			住 家 損 害			非住家被害		火災 件	
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部 破損	程度 不明	公共 建物	その他の 棟	
		重傷	軽傷							
名	名	名	名	棟	棟	棟	棟	棟	件	
山口県						3				
福岡県		1	13			224			1	
佐賀県		3	9							
熊本県	44	208	865	1174	1303	921		64	56	
大分県		4	20		3	23			2	
宮崎県		3	5		1	13				
合 計	44	219	912	1174	1307	1184		64	59	
									14	

### (2) 熊本県内の被災建築物応急危険度判定の実施状況（熊本県災害対策本部会議資料から集計）

	判定場所	実施棟数	調査済み	要注意	危険	判定士数
4/15	益城町	20	8	9	3	12
4/17	益城町	334	38	87	209	59
	熊本市	95	9	47	39	36
4/18	益城町	601	147	172	282	57
	熊本市	15	0	3	12	17
計		1,065	202	318	545	延べ 181

※ 被災宅地危険度判定については、4月19日迄は鳥取県のみが活動しているため、熊本県内の実施状況は前頁と同じ。

### (3) 危険度判定制度について

#### ①被災建築物応急危険度判定について

大地震により被災した建築物が、余震などにより倒壊、または、外壁及び窓ガラスの落下などにより生じる二次災害を未然に防止し、建築物を利用する居住者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施する。

平成12年鳥取県西部地震の際には県内判定士延べ300人が活動し、他県の地震の際にも応援派遣した実績がある。

##### ・判定士登録者数(平成27年度末現在)

767人(うち、県職員54人)

・県内判定士の活動実績 平成7年 兵庫県南部地震 明石市、神戸市西部に30名派遣  
 平成12年 鳥取県西部地震 延べ300人が活動  
 平成16年 新潟県中越地震 新潟県庁に1名派遣(体制整備応援)  
 平成19年 新潟県中越沖地震 新潟県柏崎市に8名派遣  
 平成25年 淡路島地震 淡路市に4名派遣

#### ②被災宅地危険度判定について

大地震により被災した宅地が、余震などにより崩壊、または、擁壁の損壊などにより生じる二次災害を未然に防止し、土地所有者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施する。

平成12年鳥取県西部地震の際には県内判定士延べ143名が活動し、396件の宅地の危険度判定を行った。 ※全国で初めての被災宅地危険度判定士の活動となった。(他県への派遣実績なし)

##### ・判定士登録者数(平成28年4月1日現在)

571人(うち、県職員234人、市町村210人、県OB 31人、民間96人)

##### ・判定調整員

47人(うち、県職員8人、市町村30人、県OB 2人、民間7人)

